



令和 7 年 10 月 31 日

内閣府政策統括官（防災担当）

令和 7 年台風第 22 号、第 23 号の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

令和 7 年台風第 22 号、第 23 号の暴風雨による災害については、地方公共団体や関係省庁等による被害状況調査の結果、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

今後は、激甚災害として指定する政令の制定に向けた手続を進めてまいります。

また、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握が進展し、適用措置や地域の追加が必要となった場合には、改めてお知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、桑

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

令和7年台風第22号、第23号の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

1. 激甚災害の指定（見込み）

令和7年台風第22号、第23号の暴風雨による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ （過去5か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ） ○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 （法第24条第1項、第3項、第4項） 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入	東京都 ^{はちじょうまち} 八丈町
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	東京都 ^{はちじょうまち} 八丈町 ^{あおがしまむら} 青ヶ島村

※今後、地方公共団体や関係省庁等による被害状況の把握の進展により、適用措置や地域が追加される場合がある。

激甚災害指定により適用される措置の概要①

(令和7年台風第22号、第23号の暴風雨等による災害)

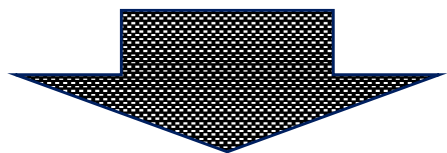
(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

＜通常の災害時の措置＞ (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

○公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等)、
公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の
災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の
排除事業等が対象

○公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合
に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ

○補助率 71%
(地方負担分への交付税措置を加えると98.6%)
(過去5か年の実績の平均)



＜激甚災害指定時の措置＞

○補助率等を嵩上げ
71% ⇒ 84%
(地方負担分への交付税措置を加えると99.2%)
(過去5か年の実績の平均)
※プール計算方式
(個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、
各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の
標準税収入に応じて一部を国が負担)

(第12条) 中小企業に関する特別の助成

＜通常の災害時の措置＞

(中小企業信用保険法)

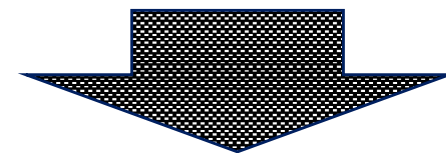
○災害救助法の適用地域において、中小企業者が民間金融機関から資金を借り入れ
る際に、通常の信用保証とは別枠で経営安定資金について100%の保証が信用保証
協会から受けられる「セーフティネット保証4号」を適用

【通常の保証】

最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)
信用保証協会が日本政策金融公庫と締結する信用保険の
てん補率(損失に対し保険金を支払う割合):70~80%、保険料率:0.25~1.69%
+

【セーフティネット保証4号】

最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)
てん補率:80%、保険料率:0.41%



＜激甚災害指定時の措置＞

○通常の保証及び「セーフティネット保証4号」とはさらに別枠で事業再建資金について
100%の保証が受けられる「災害関係保証」を適用

【災害関係保証】

最大2.8億円 (普通保証:2億円以内 無担保保証:8,000万円以内)
てん補率:80%、保険料率:0.41%

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

激甚災害指定により適用される措置の概要②

(令和7年台風第22号、第23号の暴風雨等による災害)

(第24条)小災害債に係る元利償還金の 基準財政需要額への算入等

<通常の災害時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設、公立学校、農業用施設、林道の災害復旧事業に係る地方債(一般単独災害復旧事業債)の元利償還金を基準財政需要額に算入

■一般単独災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設、公立学校施設】

⇒起債充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率47.5%～85.5%(財政力補正)



<激甚災害指定時の措置>

○国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧事業について小災害復旧事業債の発行が可能となり、その元利償還金を基準財政需要額に算入
(対象地域は総務大臣が告示)

■小災害復旧事業債に係る地方財政措置

【公共土木施設】

(都道府県・指定都市) 1箇所の工事の費用が80万円以上120万円未満
(市町村) 1箇所の工事の費用が30万円以上 60万円未満

【公立学校施設】

1学校ごとの工事費用が10万円を超えるもの(※国の負担がないものに限る)
⇒起債充当率100%、
元利償還金に対する交付税措置率66.5%～95.0%(財政力補正)

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。